

2024年（令和6年）3月8日

法務省矯正局成人矯正課長 殿
法務省矯正局矯正医療管理官 殿
大阪拘置所長 殿

大阪弁護士会
会 長 三 木 秀 夫

勸 告 書

申立人X氏（以下「申立人」という。）より、当会に対し、人権侵害の事実があったとして、適切な救済措置を求める旨の申立がありました。

当会において慎重に審査しました結果、人権侵害があると認めましたので、以下のとおり勧告します。

第1 勧告の趣旨

大阪拘置所が、未決拘禁者であり、性同一性障害と同様の傾向を有する者として処遇していた申立人を、動静監視のため及び職員の職務の正当性を担保するためという理由で、令和3年4月2日から同年8月11日までの間、監視カメラが設置された居室に収容したことは、憲法第13条によって保障される申立人のプライバシー権を侵害するものである。

法務省矯正局は、今後、同種の事案で被収容者のプライバシー権を侵害することのないよう、平成23年6月1日付け法務省矯成第3212号矯正局成人矯正課長・矯正医療管理官通知「性同一性障害等を有する被収容者の処遇方針について」の第3項(3)アを改め、刑事施設において、職員の職務の正

当性を担保することを理由として、監視カメラの設置された居室へ被収容者を収容することのないよう勧告する。

大阪拘置所は、監視カメラによって監視する高度の必要性がない限り、監視カメラが設置された居室へ被収容者を収容することのないよう勧告する。

第2 勧告の理由

1 認定した事実

(1) 申立人は、戸籍上は男性であるが、性自認は女性であり、豊胸術と睾丸除去の施術をしている。

(2) 拘置所における性同一性障害等を有する被収容者の処遇に関しては、平成23年6月1日付け法務省矯成第3212号矯正局成人矯正課長・矯正医療管理官通知「性同一性障害等を有する被収容者の処遇方針について」により、その第3項(3)アにおいて、戸籍上の性別変更を伴わない性同一性障害者等被収容者の居室の指定等として、

「原則として単独室に収容するほか、本人保護及び職員の職務の正当性を担保する観点から、なるべく廊下監視カメラが整備されている区域の居室へ収容することが望ましく、また、必要に応じて監視カメラが設置された居室への収容等を検討すること。」

との通知がなされている（以下「本件通知」という。）。

(3) 申立人は、2021年（令和3年）4月2日から同年8月11日までの間、大阪拘置所で勾留され、その全期間、監視カメラが設置された居室に収容されていた。

(4) 大阪拘置所の説明によると、大阪拘置所は、申立人について、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第2条が定める性同一性障害者であるとの診断は受けていないものの、性同一性障害者と同様の傾向を有する者として処遇を開始することとした。そして、申立人を、男性被収容

者を収容する居室棟の居室に収容するにあたり、他の被収容者から容易に申立人の居室内が見えないようにするなど申立人の羞恥心に配慮するために、申立人の居室視察窓にロールスクリーンを設置して申立人を保護した。しかし、同ロールスクリーンの設置により職員による動静視察も困難となり得る状況にもなったことから、これを補完するため、また男子被収容者を収容する居室棟を巡廻等する男子職員による申立人に対する卑猥な行為が行われていないという職務の正当性を担保するため、監視カメラが設置された居室に収容したとしている。

- (5) 大阪拘置所の職員は、概ね20分以内の頻度で居室視察窓から動静視察をしている。

2 当会の判断

- (1) 未決拘禁者は、有罪の判決が確定するまでは無罪と推定され、刑事司法上の目的達成のためのやむを得ない措置として勾留されているに過ぎない者である。

監視カメラが設置された居室は、24時間、カメラにより被収容者の動静を監視し、録画・保管することが可能であり、巡回視察に比べプライバシー権の侵害の度合いが大きい。さらに、その設備は、通常居室に比べ、常に監視されているのではないかとの心理的圧迫感等を抱かせるもので、収容は不利益処遇といえる。

したがって、未決拘禁者を監視カメラが設置された居室へ収容することは、監視する高度の必要性があり、かつ、監視の方法・態様・期間等が必要かつやむを得ない範囲にとどまっていることが厳格に求められるというべきである。このことについては、過去4度にわたり、当会より大阪拘置所に対して勧告ないし警告をしているところでもある。

- (2) 本件通知は、本人保護のみならず、職員の職務の正当性を担保することを目的として、必要に応じて監視カメラが設置された居室への収容等を検討することとしている。

しかし、職員の職務の正当性の担保を理由として被収容者を監視カメラが設置された居室に収容し、そのプライバシーを侵害することは、被収容者を保護するための措置として本末転倒であると言わなければならない。職員の職務の正当性の担保は、他の方法によって図るべきであり、そのことを理由として、被収容者のプライバシーの重大な侵害となる措置をとることは認められるべきでない。

- (3) 大阪拘置所は、申立人を監視カメラが設置された居室に収容した理由は、申立人保護のため居室視察窓にロールスクリーンを設置したことにより、職員による動静視察が困難となり得る状況になったことから、これを補完するため、また、男子職員による申立人に対する卑猥な行為が行われていないという職務の正当性を担保するためであるとしている。

しかし、居室視察窓にロールスクリーンを設置したとしても、居室内の動静視察を行うには、居室視察窓から動静視察を行う際にその都度ロールスクリーンを開閉して動静視察を行えば足りると考えられる。ロールスクリーンを設置したことにより、職員による動静視察が困難となり得る状況というのは想定できない。したがって、動静視察を補完するためという理由で、申立人を監視カメラが設置された居室に収容して常時動静を視察する必要性は認められない。

- (4) 以上のとおり、本件では、申立人を監視カメラが設置された居室に収容することについての必要性が認められず、大阪拘置所が、申立人を2021年（令和3年）4月2日から同年8月11日までの全期間、監視カメラが設置された居室に収容したことは、申立人のプライバシー権を不当に侵害したものである。

今後、性同一性障害や同障害と同様の傾向を有する被収容者に対する人権侵害の再発防止のため、勧告の趣旨のとおり勧告する。

以上